

北陸農政局 農村振興行政系 の紹介



令和 8 年 度

農林水産省 北陸農政局 農村振興部

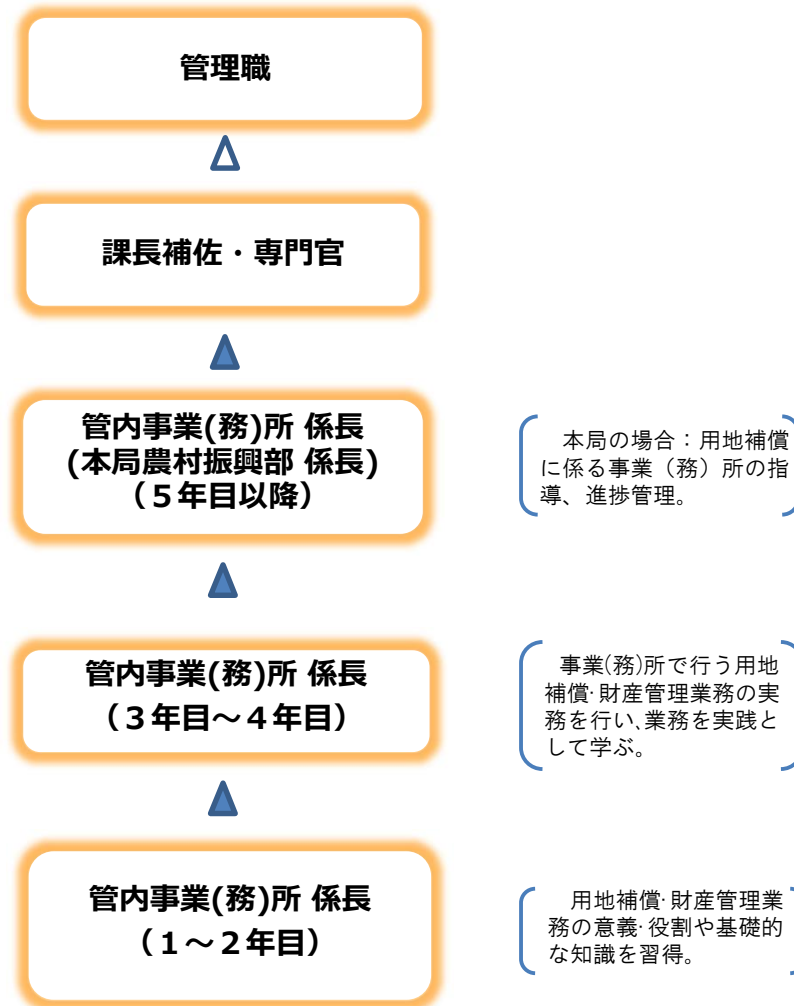
農林水産省のビジョンステートメント

わたしたち農林水産省は、
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、
常に国民の期待を正面から受けとめ
時代の変化を見通して政策を提案し、
その実現に向けて全力で行動します。

農村振興行政系とは。

- 北陸農政局管内事業(務)所(3ページ)に採用され、業務を行う職員です。
管内事業(務)所では、4~5ページにある「土地改良事業」を実施しています。
- 農村振興行政系のキャリアパスは2ページのとおりですが、ある程度の経験を積んだ後、本人の希望、経験、適正などによって、総務や会計などの他の業務を行ってもらう場合もあります。
- 給与、待遇等については、一般行政系と同じです。

農村振興行政系のキャリアパスモデル



◎ 北陸農政局（石川県金沢市）

管内事業（務）所

- 土地改良技術事務所
- 土地改良調査管理事務所
- 国営事業（務）所

1 信濃川水系
土地改良調査管理事務所（新潟市）

2 西北陸
土地改良調査管理事務所（小松市）

1 阿賀野川農業水利事業所
（新潟県五泉市）

2 新津郷用水農業水利事業所
（新潟県新潟市）

3 新川流域農業水利事業所
（新潟県新潟市）

4 信濃川左岸流域農業水利事業所
（新潟県長岡市）

5 笹ヶ峰二期農地保全事業所
（新潟県妙高市）

6 水橋農地整備事業所
（富山県富山市）

7 河北潟周辺農地防災事業所
（石川県河北郡内灘町）

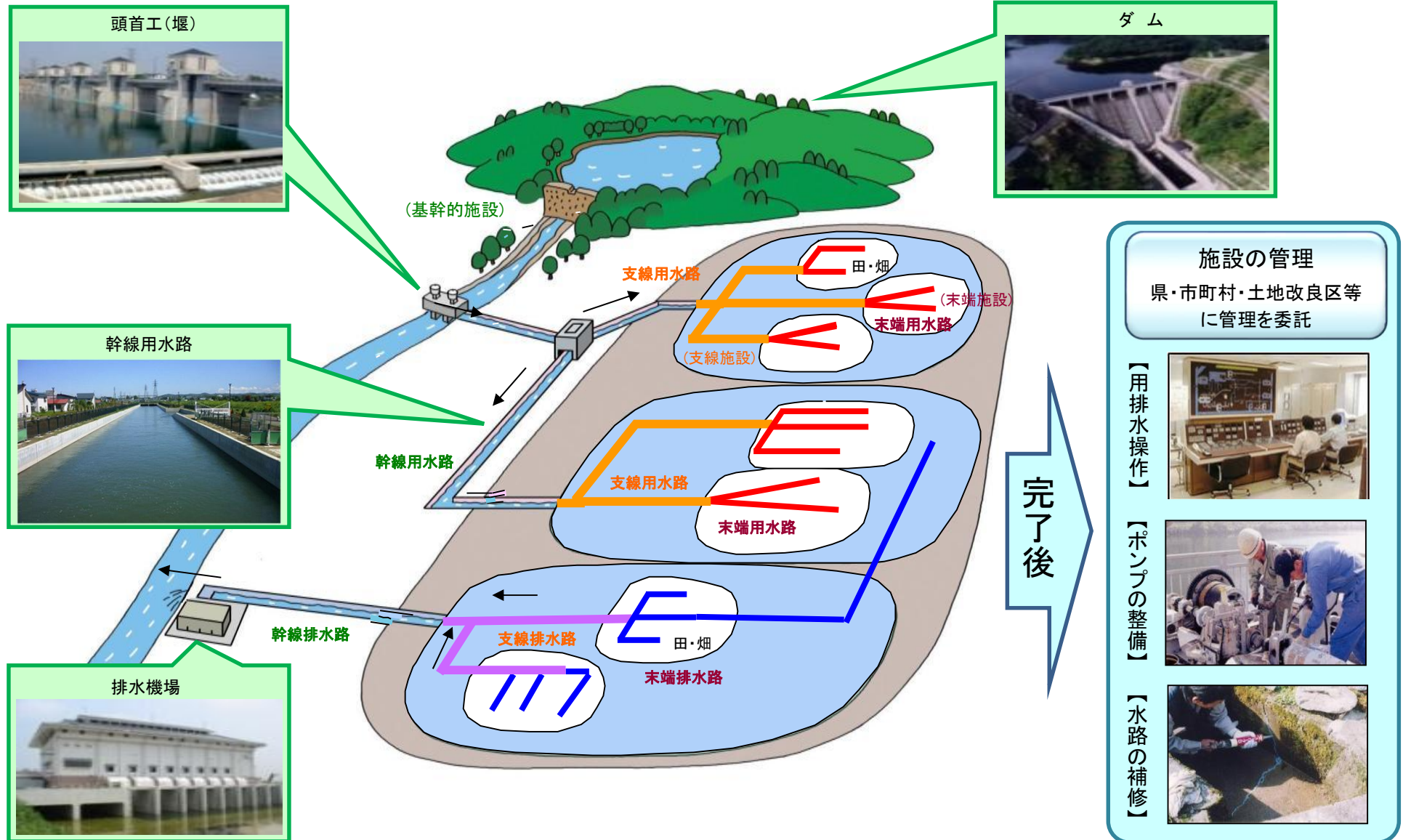
- 農林水産省では、農業用のダム、取水堰（頭首工）、農業用揚水機場・排水機場の建設・改修・農地の整備を行っています。➡ この事業を一般的に「土地改良事業」と呼んでいます。

この事業により、良好な営農条件を備えた農地や、高度な機能を有する農業水利施設を整備し、我が国の農業生産を支える重要なインフラ整備に寄与しています。



土地改良事業のイメージ

- 農業用水の安定供給と排水の改良を図るため、ダム・頭首工（堰）・揚排水機場・用排水路などを建設・改修。
- これらの施設の管理（操作・メンテナンス）を、県・市町村・土地改良区等に委託。



農村振興行政系の仕事（用地・財産管理業務）とは？

- 公共事業を行うためには、施設を作るための土地を買ったり、工事用地を借りたりする必要。

→ 用地の仕事

- 完成した公共施設を維持・管理する必要。

→ 財産管理の仕事



主な用地の仕事

（１）土地を買う

公共施設を作るための用地を買収するために、土地の所有者を調べたり、土地の測量業務を発注したり、土地の価格を算定したりします。

（２）建物や物件を移転する

公共施設の建設予定地に建物などがある場合は移転（補償）を行うために、建物等の所有者を調べたり、移転に必要な費用を算定したりします。

（３）工事用地を借りる

工事のために一時的に必要となる土地を借りるために、土地の所有者・耕作者を調べたり、作物の補償金や借地料を算定したりします。

主な財産管理の仕事

（１）施設の管理を委託する

台帳や図面などを整理した上で、施設を土地改良区等に委託して管理してもらうための手続きを行います。

（２）他者の土地等を使用する

農林水産省の水路などの施設が河川敷地や国道・県道敷地などを横断等している場合は占用手続きを行います。

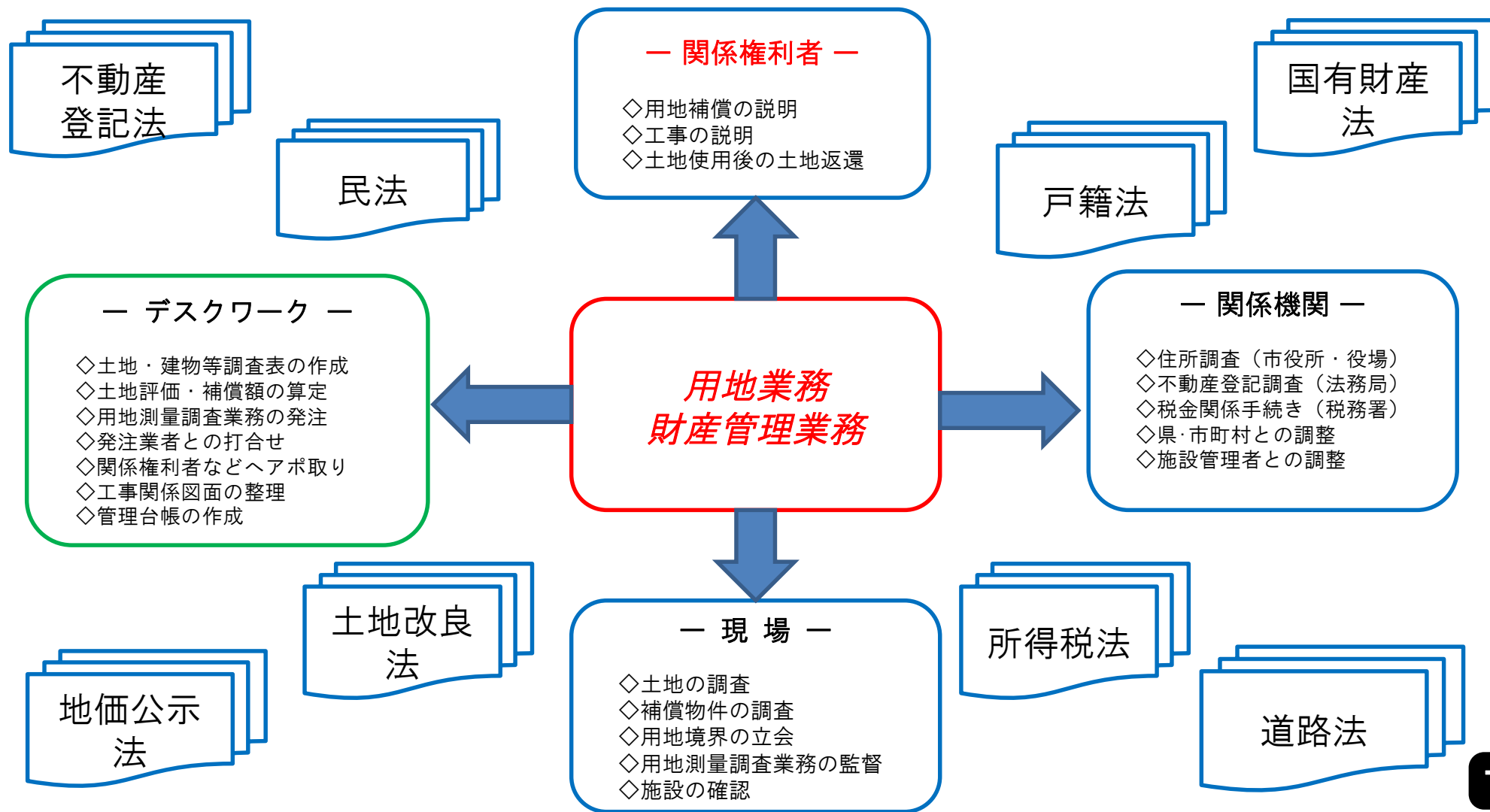
（３）他者に土地等の使用を許可する

他者が農林水産省の水路施設やその土地等を使用する場合に、要件に合致しているかを確認し、許可を行います。

用地・財産管理業務はデスクワークだけにとどまらない

- 用地、財産管理業務は、デスクワークにとどまらず、関係権利者への説明、現場における業務、関係機関での調査・調整など様々な業務を行います。

このため、業務において各種法規を取り扱う機会が多く、不動産登記、相続、土地評価、測量など日常生活でも役立つ様々な知識を身につけることができます。



研修制度の概要

○ 入省される方は、業務に対しては初心者です。当然、農村振興行政系の業務に対してもわからないことが多く、不安だと思います。

北陸農政局では、いくつもの研修を用意し、皆さんが1日も早く仕事に馴れ、国民のため、農家のため、農業・農村のために貢献していけるよう取り組みを行っています。

研修の目的

国民の多様なニーズに適切に対応し、農業・農村の振興と発展に貢献するために、様々な研修を実施することにより、人材の育成に積極的に取り組んでいます。

研修の内容

◆採用1年目

1年目は、選考採用者を対象とした「OJT研修」、「実務研修」、などの各種研修を受講し、研修を通して、農林水産省職員としての心構えや農林水産行政一般の知識と、農村振興行政系職員としての基礎知識を習得します。

◆採用2～5年目

2年目以降の選考採用職員にも、様々なメニューの研修が用意されており、農業農村整備事業に関する基礎知識の習得を通じて、農林水産省職員として更なるスキルアップを目指します。

◆5年目以降

経験年数や職務に応じて、知識と実務の向上に必要な多くの研修が準備されています。併せて、担当者会議などに参加し、最新情報の収集や、基本的な用地・管理制度の説明を通じて、業務の理解度を向上していきます。

研 修 例

研修の名称	入省年数	研修期間	対象	概 要
一般職試験採用者研修	1年目	4日間	全採用者	国家公務員としての自覚と意識の確立を図り、農林水産行政の基礎的知識の習得、職場適合性を付与
換地処分研修		8日間	管理系	土地改良法に基づく換地処分事務に必要な知識及び能力の向上を図り、職務能率の増進に資する
OJT研修	1年目	全10講義	用地系	用地補償・財産管理・土地改良管理に関する基本知識等を習得させ、業務の円滑な推進のための人材育成を図る
現地研修		—	共通	各事業（務）所に出向き、事業の実施現場の状況や雰囲気を経験する。また、事業所職員、特に先輩係長との意見・情報交換の機会を設け、現場の雰囲気や土地改良事業への関心を高める
用地・管理実務研修	1年目	3日間	用地系	用地補償業務の実務に必要な実践的知識を習得させるとともに、事業の完了や更新時に重要な管理業務について理解を深める
用地対策連絡会研修（基礎編）	2年目	3日間	用地系	用地対策連絡会が主催する初級研修に参加し、他の団体も含めた中で用地・補償の基本を学ぶ
本省用地事務一般研修	2年目	5日間	用地系	本省が主催する一般研修に参加して、必要な基礎的知識を学び、能力の向上を図ることにより用地及び管理事務の円滑な遂行を図る

これ以外にも、他の組織、他の部・課が主催する研修など、多様なプログラムにより、必要となる知識、実務を学んでもらいます。